官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一二―二三）　一
〔その他告示〕
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産八八七）　二
○農薬を登録した件（同八八八）　二
○農薬の登録が失効した件（同八八九）　二
○保安林の指定をする件（同八九〇～八九六）　三
○電気事業法第七十二条の規定に基づき登録適合性確認機関の代表者の氏名の変更の届出があった件（経済産業八九）　五
○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示（国土交通四五三）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同四五四～四五八）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同四五九）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局六八）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　六
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第二十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一八）　七
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他
会社その他　七

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年六月九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一二―二三

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 一　（略） 二　規則八―一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験 七年 三・四　（略） 2・3　（略）	（名簿の有効期間） **第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 一　（略） 二　規則八―一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験 六年六月 三・四　（略） 2・3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　規則八―一八（採用試験）第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験（この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知されたものに限る。）の結果に基づいて作成された法第五十条に規定する採用候補者名簿の有効期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

その他告示

○農林水産省告示第八百八十七号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

○農林水産省告示第八百八十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年五月十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24966	ジメトモルフ・銅水和剤	ホクコーフェスティバルＣ水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
24967	有機銅塗布剤	バッチレート	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸

○農林水産省告示第八百八十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18598	テニルクロール・ベンスルフロンメチル水和剤	クサメッツＬフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町身成字一色四二三七、四二三七の二、四二四四の一、字日掛山四四一三の五（次の図に示す部分に限る。）、四四一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一色四二三七、四二三七の二、四二四四の一（次の図に示す部分に限る。）、字日掛山四四一三の五・四四一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町平原字矢櫃甲四〇四七の一六、甲四〇四七の一七、甲四〇四七の二一、甲四〇四七の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢櫃甲四〇四七の一六・甲四〇四七の一七・甲四〇四七の二一・甲四〇四七の二四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町山口字長原三三〇三の三、三三〇五の四、三三〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長原三三〇三の三・三三〇五の四・三三〇八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字大渡字一本松三五八四の一・字平原三九九七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字永池三九八七の一、三九八七の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Anthurium Schott	AN2887337	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第37650号 令和７年４月30日

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字大浦字舟津丁五九三の八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町立川字大光一五九の一、一六〇の一、一六五、一七四から一七六まで、一七七の九、一七七の一三、一七七の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大光一五九の一・一六〇の一・一六五・一七七の一三・一七七の一四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一七六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字押之平四七九〇、四七九二、四八〇〇、四八〇三、四八〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字押之平四七九〇・四七九二・四八〇〇・四八〇三・四八〇四の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録適合性確認機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第四号の規定に基づき、公示する。

令和七年六月九日

経済産業大臣　武藤　容治

名称	変更前後別	代表者の氏名
一般財団法人日本海事協会	前	会長　坂下　広朗
	後	会長　菅　勇人

○国土交通省告示第四百五十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考(3)及び第十二号様式備考(3)の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表の下欄に定める塗色

（その一）



彩色	一　地色　白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色及び緑色 二　文字色　緑色

塗色	彩色
（その一） 	一　地色 白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色 二　縁色 黄緑色 三　文字色 緑色
（その二） 	一　地色 白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色及び緑色 二　縁色 黄色 三　文字色 緑色
（その三） 	一　地色 白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色及び緑色 二　縁色 黄色 三　文字色 緑色

備考　塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用自動車登録番号標にあっては図（その一）、事業用自動車登録番号標にあっては図（その二）、自家用車両番号標にあっては図（その三）によること。

別表第二第六号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表の下欄に定める塗色

取組	塗色	
道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の定時性の確保、速達性又は利便性の向上、供給輸送力の増加、外国人その他の自動車の利用者の多様な需要に対応した自動車に関連するソフトウエアの設備又はその他の令和九年に普及される二千二十七年に開催される国際園芸博覧会の円滑な運営に資する自動車交通の機能の確保及び向上を図るための取組	（その一） 	一　地色 白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色 二　文字色 緑色
	（その二） 	一　地色 白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色 二　縁色 黄緑色 三　文字色 緑色

（その三）



	彩色
一　地色	白色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色、黄緑色及び緑色
二　縁色	黄色
三　文字色	緑色

備考

塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用自動車登録番号標にあっては図（その一）、事業用自動車登録番号標にあっては図（その二）、自家用車両番号標にあっては図（その三）によること。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

塗色	期間
別表第一第一号及び別表第二第一号下欄に定める塗色	平成二十九年四月三日から令和二年一月三十一日まで
別表第一第二号及び別表第二第二号下欄に定める塗色	平成二十九年十月十日から令和三年十一月三十日まで
別表第一第三号及び別表第二第三号下欄に定める塗色	令和四年四月十八日から令和九年四月三十日まで
別表第一第四号及び別表第二第四号下欄に定める塗色	令和四年十月二十四日から令和七年十二月二十六日まで
別表第一第五号及び別表第二第五号下欄に定める塗色	令和七年七月十四日から令和九年十一月三十日まで
別表第一第六号及び別表第二第六号下欄に定める塗色	平成三十年十月一日から
別表第一第七号及び別表第二第七号下欄に定める塗色	令和五年十月二十三日から

附　則

この告示は、令和七年七月十四日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5816号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－7300ＲＳ型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第四百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5817号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－3710ＲＳ型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第四百五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5818号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	Ｂ－Lifejac－IFN　01	株式会社ＱＵＥＥ	大阪府堺市北区百舌鳥梅町１丁16－４－１ラレックス城ノ山１号

○国土交通省告示第四百五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5819号	船外機（小型船舶用）	ＢＣＢＪ	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目１番１号

○国土交通省告示第四百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5822号	蓄電池一体型非常照明装置	ＥＢＬＵ－1102Ｌ	三信船舶電具株式会社	東京都千代田区内神田１丁目16番８号

○国土交通省告示第四百五十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年五月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－658号	油吸着材（マット状のもの）	ＥＣＯＳＡＳ油吸着材マット	ＡＳＰｉＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社	東京都台東区蔵前４丁目31－10
第Ｐ－659号	油吸着材（ロープ状のもの）	ＥＣＯＳＡＳ油吸着材ロープ	〃	〃

○中部地方整備局告示第六十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年六月八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年六月九日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

認定更新番号表

（令和７年６月８日）

製造表示者名称	浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ＡＧ㈱			
代表取締役　児玉　英機			
ガイア浄化槽	ＮＣＩ－Ａ型	5－20K－H－001	5－25K－H－001
〃	ＮＣＩ－Ｂ１型	〃　－１	〃　－１
〃	ＮＣＩ－Ｂ２型	〃　－２	〃　－２
〃	ＮＣＩ－Ｂ３型	〃　－３	〃　－３
〃	ＮＣＩ－Ｃ１型	〃　－４	〃　－４
〃	ＮＣＩ－Ｃ２型	〃　－５	〃　－５
〃	ＮＣＩ－Ｃ３型	〃　－６	〃　－６
〃	ＮＣＩ－Ｄ型	〃　－７	〃　－７

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

六月五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律

議案提出

六月五日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出）

国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出）

公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出）

地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出）

地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出）

議案送付

六月五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

信託業法の一部を改正する法律案

議案通知

六月五日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

参議院

議事日程

六月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号

令和七年六月六日（金曜日）

午前十時開議

第一　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第四　資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

六月五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

信託業法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

議案受領（予備審査）

六月五日衆議院から次の議案が送付された。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出）（衆第三八号）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出）（衆第三九号）

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出）（衆第四〇号）

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出）（衆第四一号）

食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出）（衆第四二号）

通知書受領

六月五日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律

質問主意書提出

六月五日議員から次の質問主意書が提出された。

就職氷河期世代支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四七号）

日米貿易交渉に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四八号）

米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四九号）

ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五〇号）

補助金不正事案等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五一号）

日本最南端に位置する沖ノ鳥島への航空拠点整備に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五二号）

報告書提出

六月五日委員長から次の報告書を提出した。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第三三号）審査報告書

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書

人事異動

内　閣

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（六月五日）

法　務　省

（小田原区検察庁副検事）副検事　沼田　博

横浜区検察庁副検事に配置換する

（横浜区検察区検察庁副検事）同　新戸　雅之

小田原区検察庁副検事に配置換する（以上六月五日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第21条第１項の規定に基づき、平成23年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年６月９日　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　採用試験の受験の申込み及び受験 一　採用試験の受験の申込み ⑴～⑶　（略） ⑷　区分試験（規則第４条第３項に規定する区分試験をいう。以下同じ。）又は地域試験（規則第５条第２項に規定する地域試験をいう。以下この⑷において同じ。）に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。	1　採用試験の受験の申込み及び受験 一　採用試験の受験の申込み ⑴～⑶　（略） ⑷　区分試験（規則第４条第３項に規定する区分試験をいう。以下同じ。）又は地域試験（規則第５条第２項に規定する地域試験をいう。以下この⑷において同じ。）に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。ただし、規則第３条第１項第２号に掲げる採用試験の区分試験のうち、教養の区分試験及び教養の区分試験以外の一の区分試験に受験の申込みを行う場合は、この限りでない。
⑸～⑼　（略） 二　（略） ２～４　（略）	⑸～⑼　（略） 二　（略） ２～４　（略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

労　働

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月９日

東北地方整備局長　西村　拓

1　処分をした年月日　令和７年５月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　破産者　株式会社エスポ　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹　宮城県仙台市若林区白萩町35番19号　国土交通大臣許可（般―02）第27968号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年５月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目26番３号
清算株式会社　株式会社彩礼
代表清算人　樋口　義信

1　決定年月日　令和７年５月23日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所川越支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第１００２号

広島市東区牛田旭１丁目13番12―601号
清算株式会社　株式会社広島ＳＰ
代表清算人　森本　孝之

1　決定年月日　令和７年５月21日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権のうち、別紙「弁済額一覧表」弁済額記載のとおりの金員を本協定認可決定確定日の属する月の末日から１ケ月以内に弁済する。

2　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3　各協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額についてその債務を全部免除する。

4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別紙弁済額一覧表に記載の全債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙弁済額一覧表記載の元本額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

小規模個人再生による免責決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社花桃とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

仙台市宮城野区福室三丁目二二―二五―Ａ一〇一　合同会社花桃

代表社員　加藤　明美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

東京都稲城市矢野口一二三一―三四　ｎｏｔ合同会社

代表社員　矢口　雅幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目七番七―四〇六　合同会社ｌｕｍｏｌａ

代表社員　中田　伊織

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　マージナルス合同会社

代表社員　塚原　怜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｗｉｌｄ　Ｚｅｓｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

神奈川県横浜市港北区新吉田町五五八七―一六　合同会社ＷｉｌｄＺｅｓｔ

代表社員　橋本　叡諄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

新潟県南魚沼郡湯沢町一九二〇番地の一　湯沢まちづくり合同会社

代表社員　鈴木　孝志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七月七月二十九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＢＲＤＧ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

愛知県名古屋市中区橘二丁目二番一〇号フレールコート東別院一二〇四号室　合同会社ＢＲＤＧ．

代表社員　大竹　家嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＭＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

名古屋市中村区太閤五丁目七番二号　ＨＡＲＶＥＹ　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ　ＴＡＩＫＯ　二〇一　合同会社ＭＥ

代表社員　西尾　陸来

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

名古屋市東区泉三丁目二二番五号　合同会社メディカルトラスト

代表社員　平野　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

大阪市淀川区西中島三丁目一四番二〇―六〇一号　合同会社グロバディマネジメント

代表社員　草刈　滉生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

沖縄県**那覇**市牧志二丁目一七―二七―四〇一　ＵＭＭＹ合同会社

代表社員　夏井　優樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

沖縄県那覇市泊一丁目三五番地七　合同会社Ｌｅｔｔｕｃｅ　Ｌａｋｅ

代表社員　仲地　紀哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

沖縄県那覇市泊一丁目三五番地七　合同会社ｋｅｙｌｉｍｅ

代表社員　仲地　紀哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

沖縄県那覇市泊一丁目三五番地七　合同会社ＫｅｙＭｅ

代表社員　仲地　紀哉

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月二十六日予定の組織変更の効力発生日を令和七年七月十二日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月九日

宮城県仙台市若林区荒井四丁目二六番地九号ＤＩＹＳＴＵＤＩＯ　合同会社ローカリズムジャパン

代表社員　林　芳朋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月九日

岩手県盛岡市緑が丘二丁目一番一五号　有限会社Ｔａｋａｈａｓｈｉ

代表取締役　高橋　一仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月九日

大阪市西成区天下茶屋一丁目二二番一八号　道券商事有限会社

代表取締役　道券千恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九百九十九万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月九日

福岡県糸島市板持一九八番地の一　有限会社浦ファーム

代表取締役　浦　克稔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千八百万円、資本準備金の額を一億八千六十一万三千三百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.world.co.jp/company/notice/

令和七年六月九日

山形県米沢市アルカディア一丁目八〇八番地の九　株式会社ワールドソーイング

代表取締役　田代　裕二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円、資本準備金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月九日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号　Ｄｅｘｔｅｒｉｔｙ―ＳＣ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　尾山昌太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十四日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月九日

大分市大字羽田一一三四番地の一　株式会社ＣＯＣＯＬＯ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　内田　徹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

仙台市若林区卸町四丁目二番地

仙台中央市場運送株式会社

代表取締役　大沼　秀行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

東京都中央区八丁堀二丁目二七番一〇号

東日本建設業保証株式会社

代表取締役社長　栗田　卓也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

東京都千代田区鍛冶町二丁目二番二号

電機資材株式会社

代表取締役　元松　廣議

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

神奈川県藤沢市鵠沼神明一丁目一番七号

株式会社藤沢市興業公社

代表取締役　山口　剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

神奈川県横須賀市田浦港町無番地

横荷企業株式会社

代表取締役　佐藤　秀基

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十五日開催予定の定時株主総会において、株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することになりました。

この決議による定款の変更の効力は、令和七年六月二十五日開催予定の定時株主総会において当該定款の変更が承認可決されることにより、令和七年六月二十六日から効力を生じ、当社の株券は、同日をもって無効となります。

令和七年六月九日

新潟県長岡市城内町二丁目二番地四

大光リース株式会社

代表取締役　和田　司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

静岡県浜松市中央区常盤町一四五番地の一

ジーニアルライト株式会社

代表取締役　下北　良

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

京都市南区吉祥院三ノ宮町一〇〇番地

京都トヨタ自動車株式会社

代表取締役　芳賀　将英

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

大阪市西淀川区中島二丁目一番地二七―五〇五

株式会社冨士模型

代表取締役　井上　鉄也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

山口県宇部市大字船木一四番地八

宮本工業株式会社

代表取締役　松原　豊一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番二二号

西日本ビル株式会社

代表取締役　中園　幸滋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるセナディーラ・アサラプリゲ・ナンディカが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

茨城県水戸市住吉町二五四―五

プレミア　ロジスティクス　プライベイト　リミテッド

日本における代表者　セナディーラ・アサラプリゲ・ナンディカ

任意清算公告

当社は、令和七年五月二十七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月九日

長崎県対馬市美津島町濃部二一八番地

浅茅真珠養殖合資会社

代表社員　河野　忠

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年四月九日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月九日

茨城県久慈郡大子町大字小生瀬四〇五三番地の二

株式会社大藤組

規約型確定給付企業年金清算人　小林喜美子

訂正公告

令和七年五月三十日（号外第一二〇号）掲載の第百十四期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　河井　康司」とあるは、「代表取締役社長　河井　康司」の誤りにつき訂正いたします。

令和七年六月九日

愛知県刈谷市新栄町二丁目三八番地

大興運輸株式会社

代表取締役社長　河井　康司

取消公告

令和七年五月三十日掲載の当社の株式交付公告は取消します。

令和七年六月九日

神戸市中央区海岸通五番地

株式会社デジタルキューブ

代表取締役　小賀　浩通